

国都公緑第2号
平成16年4月5日

各都道府県 都市公園主務部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課



都市公園における遊具の安全確保について

平成16年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという痛ましい事故が発生したことは、誠に遺憾である。

都市公園内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等をふまえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において、必要な安全措置を講じることが必要であり、平成14年3月11日には、国土交通省より、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、通知したところである。その中で、「日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見されたハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理・改良・撤去・更新などの恒久的な措置の方針を定めて実施する。」としているところである。

貴職におかれでは、趣旨等をご理解のうえ、貴管下の都市公園における遊具の安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

なお、この旨を貴管下市町村(特別区を含む)に周知するようお願いする。

国都公緑第3号
平成16年4月5日

各指定都市 都市公園主務部長 殿

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課



都市公園における遊具の安全確保について

平成16年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという痛ましい事故が発生したことは、誠に遺憾である。

都市公園内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等をふまえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において、必要な安全措置を講じることが必要であり、平成14年3月11日には、国土交通省より、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、通知したところである。その中で、「日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」「発見されたハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理・改良・撤去・更新などの恒久的な措置の方針を定めて実施する。」としているところである。

貴職におかれでは、趣旨等をご理解のうえ、貴管下の都市公園における遊具の安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

国都公緑第4号
平成16年4月5日

各地方整備局等 公園担当部長 殿

都市・地域整備局 公園緑地課



都市公園における遊具の安全確保について

平成16年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという痛ましい事故が発生したことは、誠に遺憾である。

都市公園内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等をふまえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において、必要な安全措置を講じることが必要であり、平成14年3月11日には、国土交通省より、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、通知したところである。その中で、「日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見されたハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理・改良・撤去・更新などの恒久的な措置の方針を定めて実施する。」としているところである。

貴職におかれでは、趣旨等をご理解のうえ、貴管下の都市公園における遊具の安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

国都公緑第5号
平成16年4月5日

都市基盤整備公団 公園緑地部長 殿

都市・地域整備局 公園緑地課



都市公園における遊具の安全確保について

平成16年4月2日に、大阪府住宅供給公社の団地内の回転式遊具において、児童2名が指を切断するという痛ましい事故が発生したことは、誠に遺憾である。

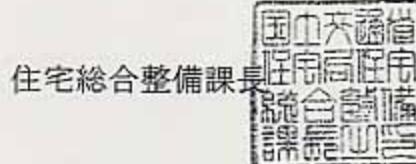
都市公園内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等をふまえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において、必要な安全措置を講じることが必要であり、平成14年3月11日には、国土交通省より、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、通知したところである。その中で、「日常点検においては、腐食・腐朽・変形・摩耗・部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」「発見されたハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理・改良・撤去・更新などの恒久的な措置の方針を定めて実施する。」としているところである。

貴職におかれでは、趣旨等をご理解のうえ、貴管下の都市公園における遊具の安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

国住総第13号
国住備第24号
平成16年4月5日

各都道府県住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局 総務課長



公共住宅敷地内の遊具の安全確保について

公共住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公共住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要である。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 國土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要である。

今般あらためて同指針及び解説を送付するので、趣旨等をご理解の上、貴管下の公営住宅、改良住宅、公社住宅等の公共住宅敷地内の遊具について、安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

また、貴管内市町村、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

国住総第13号
国住備第24号
平成16年4月5日

各指定都市住宅主務部長 殿

国土交通省住宅局 総務課長

住宅総合整備課長

公共住宅敷地内の遊具の安全確保について

公共住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公共住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要である。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要である。

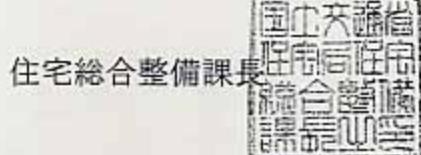
今般あらためて同指針及び解説を送付するので、趣旨等をご理解の上、貴管下の公営住宅、改良住宅、公社住宅等の公共住宅敷地内の遊具について、安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

また、貴管内地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

国住総第13号
国住備第24号
平成16年4月5日

都市基盤整備公団管理部長
技術監理部長 殿

国土交通省住宅局 総務課長



公共住宅敷地内の遊具の安全確保について

公共住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公共住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要である。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要である。

今般あらためて同指針及び解説を送付するので、趣旨等をご理解の上、公団住宅敷地内における遊具について、安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。

国住総第13号
国住備第24号
平成16年4月5日

日本労働者住宅協会総務部長 殿

国土交通省住宅局 総務課長



住宅総合整備課長



公共住宅敷地内の遊具の安全確保について

公共住宅敷地内の遊び場の安全性を確保するためには、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公共住宅の管理者において、必要な安全措置を講ずることが必要である。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成14年3月11日国都公緑第300号 國土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）においては、「日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。」、「発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用制限、補修などの応急措置を講ずるとともに、修理、改良、撤去、更新などの恒久的な措置の方針を迅速に定めて実施する。」とされているところである。

また、点検をこまめに行うとともに、不具合に対する住民からの情報提供があった場合には迅速に対応することが必要である。

今般あらためて同指針及び解説を送付するので、趣旨等をご理解の上、貴協会の住宅敷地内における遊具について、安全点検及び安全確保のための必要な対応になお一層努められたい。